

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年5月17日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長 末富 理栄

1 入札に付する事項

- (1) 件名 厚木飛行場周辺(6)現地測定等調査業務
- (2) 内容 厚木飛行場周辺の第一種区域等について、現状の騒音状況に即した区域とするため、現地測定等を実施し、航空機騒音のデータ収集等を行うもの。
- (3) 履行場所 神奈川県大和市、綾瀬市、藤沢市、座間市、海老名市、相模原市、茅ヶ崎市及び東京都町田市
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和6年10月25日まで
- (5) 本業務は、入札時に提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
- (6) 本業務は、賃上げを実施する企業に対し総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「調査・研究」において、「A」又は「B」等級の格付を受け、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（防経 装第10622号。平成25年8月1日）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員

である場合を除く。)。詳細は入札説明書による。

(9) 暴力団関係者の排除

ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

(10) 平成 26 年度以降、元請けとして完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、航空機騒音に関する調査研究等を履行した実績を有すること。

(11) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 平成 26 年度以降、元請けとして完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、航空機騒音に関する調査研究等を履行した経験を有する者。

イ 申請者と直接的な雇用関係があること。

(12) 本業務に係る情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は評価手順書による。

ア 実施計画

イ 実施体制

ウ 保全体制

エ ワークライフバランス等の推進に関する指標

オ 賃上げを表明する企業に対する評価

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価点の算定方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格点」と「技術点」の合計を総合評価点として付与する。

イ 価格点の算出方法

価格点の満点は 50 点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格点=50 点×(1－入札価格÷予定価格)

ウ 技術点の算出方法

提案書の内容に応じて評価項目ごとに評価を行い、技術点を付与する。

技術点の満点は 100 点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術点=基礎点+加点

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからオをもって入札し、入札価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件

を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法については、発注者から指示をする。

4 入札方法

- (1) 本案件は、資料提出及び入札等を**電子調達システム（政府電子調達(GEPS)）**により行う案件である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者に申出のうえ紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式による参加への変更に関しては、南関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加変更届を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札手続等

- (1) 入札説明書等の交付

電子調達システムからダウンロード

- ・電子調達システムの URL:

政府電子調達(GEPS)<https://www.geps.go.jp/>

又は、下記交付場所において交付。

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎内 5 階南関東防衛局総務部契約課

TEL 045-211-7143

FAX 045-212-2806

メールアドレス sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

- (2) 交付期間等

ア 交付期間 令和 6 年 5 月 17 日から令和 6 年 6 月 26 日まで

イ 交付時間

- ・電子入札 上記(1) URL 参照

- ・紙入札 午前 9 時から午後 5 時まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「行政期間の休日」という。)を除く。)の毎日(正午から午後 1 時までの間を除く。)

- (3) 申請書及び資料(以下「申請書等」という。)の提出期間等

ア 電子調達システムによる場合

- ・提出期間 令和 6 年 5 月 17 日から令和 6 年 6 月 6 日まで。ただし、最終日は正午まで。
- ・提出方法 電子調達システムにより提出を行う。

イ 紙入札方式による場合

- ・提出期間 令和 6 年 5 月 17 日から令和 6 年 6 月 6 日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの間を除く。)。ただし、最終日は正午まで。

- ・提出場所 上記(1)に同じ。
- ・提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。

(4) 入札書の提出

ア 電子調達システムによる入札書の提出期間

- ・令和6年6月24日から令和6年6月26日 正午まで

イ 紙入札方式による入札書の提出期間等

- ・提出期間 令和6年6月24日から令和6年6月26日（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。
- ・提出場所 上記(1)に同じ。
- ・提出方法 持参又は郵送等により提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

- ・開札日時 令和6年6月27日 午前10時
- ・開札場所 南関東防衛局入札室

(6) (3)から(5)において、電子調達システムにシステム障害が発生した場合には、日時を変更する場合がある。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 南関東防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 南関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。保証金額は契約金額の10分の1以上とする。

(2) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(3) 仕様書等を受け取らない者の入札参加は認めない。

(4) 暴力団関係業者の排除（詳細は入札心得書による。）

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 適用する契約条項

契約書

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

(8) 電子調達システムの問い合わせ先:

政府電子調達（G E P S） <https://www.geps.go.jp/>

(9) その他詳細は、入札説明書による。